



彼岸花

税務と経営

編集発行人
税理士

村野幸司

事務所 〒639-2102
奈良県葛城市東室123番地1
TEL 0745 (69) 8282
FAX 0745 (69) 7377
自宅 0745 (69) 2174

◆ 9月の税務と労務

- 国 税／8月分源泉所得税の納付 9月10日
- 国 税／7月決算法人の確定申告(法人税・消費税等) 9月30日
- 国 税／1月決算法人の中間申告 9月30日
- 国 税／10月、1月、4月決算法人の消費税等の中間申告
(年3回の場合) 9月30日



9月

(長月) SEPTEMBER

15日・敬老の日 23日・秋分の日

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				

ワン
ポイント

地方法人税 法人税を納める義務のある法人が、法人税額に4.4%の税率を乗じた額を納める国税。消費税率引上げにより、地方団体間の税収格差が拡大することから、財政力格差の縮小を目的に創設された税で、地方法人税収全額を地方交付税として、地方団体に配分します。本年10月1日以後に開始する事業年度から適用されます。

消費税 簡易課税制度 みなし仕入れ率見直しのポイント

はじめに

平成二十六年年度税制改正では、消費税の簡易課税制度のみなし仕入れ率が見直されました。
今回は、この見直しのポイントについて見ていきます。

1 簡易課税制度の変遷

簡易課税制度は、平成元年の消費税導入時より、中小企業者の事務負担に配慮して、事務の簡素化を図るために、事業者の選択により適用できる制度として採用されてきました。

具体的には、課税売上に対応する課税仕入れについて、みなし仕入れ率を用いて計算することを確認する制度です。

このみなし仕入れ率については、事業の種類ごとに異なるみなし仕入れ率が適用されています。



消費税が導入された当初の簡易課税制度では、みなし仕入れ率は第一種（卸売業）と第二種（その他の事業）の二種類のみの大雑把なものでした。また、基準期間の課税売上高が五億円以下の事業者が適用可能な制度とされ、新しい制度である消費税の定着に大きな貢献を果たしたと考えられています。

その後、簡易課税制度は、事業者にとって益税となるとの批判を浴びたことから、図表1のような幾度の改正を経て、現在は、基準期間の課税売上高が五千万円以下の事業者のみが適用可能な制度となり、みなし仕入れ率についても第一種の九〇%から今回、第六種の四〇%までと六種類に細分化されてきています。

なお、現状の簡易課税制度については、事業区分の判定が難しくなっていますが、消費税一〇%時に軽減税率が導入された場合、複数税率となることから、簡易な利用ではなくなるとの声もあります。

2 改正の背景

会計検査院の報告書によれば、全ての事業区分で、みなし仕入れ率が実際の課税仕入れを上回っており、中でも実際の課税仕入れとみなし仕入れの開差が大きいものとして、金融業及び保険業と不動産業が指摘を受けました。

3 改正の内容

平成二十六年年度税制改正では、従来の五種類の事業区分から、

六種類の事業区分に変更の上、平成二十七年四月一日以後に開始する課税期間から適用されます。

具体的には、図表2のように金融業及び保険業が「第四種事業」から「第五種事業」へ変更となり、不動産業が「第五種事業」から新設された「第六種事業」となりました。

4 みなし仕入れ率改正の経過措置

みなし仕入れ率の見直しは、平成二十七年四月一日以後に開始する課税期間から適用されますが、経過措置が設けられており、平成二十六年九月三十日まで「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出した事業者は、平成二十七年四月一日以後に開始する課税期間であっても、その届出書に記載した適用開始課税期間の初日から二年を経過する日までの間に開始する課税期間については、改正前のみなし仕入れ率が適用されることになっています。

具体例を示すと図表3のようになります。

図表1 みなし仕入率の変遷

	平成元年4月～	平成3年10月～	平成9年4月～	平成16年4月～	平成27年4月～
事業区分	第一種 (90%) 第二種 (80%)	第一種 (90%) 第二種 (80%) 第三種 (70%) 第四種 (60%)	第一種 (90%) 第二種 (80%) 第三種 (70%) 第四種 (60%) 第五種 (50%)	第一種 (90%) 第二種 (80%) 第三種 (70%) 第四種 (60%) 第五種 (50%)	第一種 (90%) 第二種 (80%) 第三種 (70%) 第四種 (60%) 第五種 (50%) 第六種 (40%)
課税売上高	5億円以下	4億円以下	2億円以下	5,000万円以下	同左

図表2 業種区分の変更

改正前	改正後
第一種事業 (90%) 卸売業	第一種事業 (90%) 卸売業
第二種事業 (80%) 小売業	第二種事業 (80%) 小売業
第三種事業 (70%) 農林水産業 鉱業 建設業 製造業 等	第三種事業 (70%) 農林水産業 鉱業 建設業 製造業 等
第四種事業 (60%) 料理飲食業等 金融業及び保険業	第四種事業 (60%) 料理飲食業等
第五種事業 (50%) 運輸・通信業 サービス業 不動産業	第五種事業 (50%) 運輸・通信業 サービス業 金融業及び保険業
	第六種事業 (40%) 不動産業

図表3 不動産業 (第六業種) に該当する事業を営む者に係る経過措置の適用関係 (例)

【3月31日決算法人の適用例】

(▲=消費税簡易課税制度選択届出書の提出)

	25.4.1	26.4.1	26.10.1	27.4.1	28.4.1	29.4.1
	▲	▲	▲	▲		
	①	②	③	④	改正適用日	
「消費税簡易課税制度選択届出書」の提出年月日	課税期間					
	自25.4.1 至26.3.31	自26.4.1 至27.3.31	自27.4.1 至28.3.31	自28.4.1 至29.3.31	自29.4.1 至30.3.31	
① 25.3.31 以前	第五種で計算	第五種で計算	第六種で計算	第六種で計算	第六種で計算	
② 26.3.27	(一般課税)	第五種で計算	第五種で計算	第六種で計算	第六種で計算	
③ 26.9.26	(一般課税)	(一般課税)	第五種で計算	第五種で計算	第六種で計算	
④ 26.10.6	(一般課税)	(一般課税)	第六種で計算	第六種で計算	第六種で計算	

消費税

任意の中間申告制度の創設

直前の課税期間の確定消費税額（地方消費税額を含まない国税分の年税額）が48万円以下の事業者については、今まで中間申告・納付の義務はありませんでした。

しかし、中間申告義務のない事業者が、任意に中間申告書（年1回）を提出する旨を記載した届出書を納税地の所轄税務署長に提出した場合には、届出書を提出した日以後にその末日が最初に到来する6月中間申告対象期間（課税期間開始の日以後6月の期間で、年1回の中間申告の対象となる期間）から、自主的に中間申告・納付をすることができるようになりました。

このときの中間納付税額は、直前の課税期間の確定消費税額の1/2の額となり、併せて地方消費税の中間納付税額を納付することとなります。

なお、任意の中間申告制度を適用する場

合でも、仮決算による中間申告・納付をすることができます。

この制度を適用した場合、6月中間申告対象期間の末日の翌日から2月以内に、中間申告書を納税地の所轄税務署長に提出し、その申告に係る消費税額及び地方消費税額を併せて納付します（期限までに納付しない場合には、延滞税が課される場合があります）。

中間申告書をその提出期限までに提出しなかった場合には、6月中間申告対象期間の末日に、任意の中間申告制度の適用をやめようとする旨を記載した届出書の提出があったものとみなされ、中間納付をすることができなくなります。

個人事業者の場合には平成27年分から、また、事業年度が1年の法人については、平成26年4月1日以後開始する課税期間（平成27年3月末決算分）から、適用されます。

単身赴任者が会議等に併せて帰宅する場合の旅費

単身赴任者が職務遂行上の理由から旅行する場合に支給される旅費は、これに付随して留守宅への帰宅のための旅行をしたときでも、目的や行路等からみて、これらの旅行が主として職務遂行上必要な旅行と認められ、かつ、その旅費の額が所得税基本通達9-3に定める非課税とされる旅費の範囲を著しく逸脱しない限り、非課税として差し支えありません。なお、以下に留意する必要があります。

- (1) 単身赴任者が会議等のため職務遂行上の必要に基づく旅行を行い、これに付随して帰宅する場合に支払われる旅費に限られること。
- (2) 月1回などの定量的な基準で非課税の取扱いをするということにはなじまないものであること。
- (3) 帰宅のための旅行は、職務出張に付随するものであることから、その期間や帰宅する地域等には制約があること。

連帯保証人がいるときの貸倒れの判断

法人の有する金銭債権につき、その債務者の資産状況、支払能力等からみてその全額が回収できないことが明らかになった場合には、その明らかにした事業年度に貸倒れとして損金経理をすることができず、この場合、対象の金銭債権に担保物があるときは、その担保物を処分した後でなければ貸倒れとして損金経理をすることは

できません。金銭債権については連帯保証人がいる場合には、その連帯保証人は、その債務の返済に関して債務者と同等の立場にあると考えられることから、その連帯保証人等の資産状況、支払能力等を勘案して、その貸付金が回収不能かどうかの判断をすることになります。